電子署名者：公益社団法人知財経営協会(SIR)
日付：2026.10.15 15:38:48 +09'00'

知財パラダイムシフト　45号（2026年冬号）

～知財インテリジェンス（現代人の基本教養）～

公益社団法人　知財経営協会（SIR）会長（兼）理事長　玉井　誠一郎

協会の活動計画に沿って、現在、国立大（旧7帝大）の知財活動収支について調査中です。併せて大学知（無形資産情報）の保護・活用についても関西の大学と共同研究する提案を行っています。これらを踏まえて大学知の保護・活用について、『特許・論文を超えて、文化知財（学術発明）から WIB（世界無形資産銀行）へ』として論評考察します。

◎大学知の保護とマネタイズ戦略

○はじめに：本稿の結論

大学の知（無形資産情報）は、学術価値と経済価値があります。これらは特許と論文だけで守り、収益化できるものではありません。研究室に眠る実験データ、ラボノート、ノウハウ、教材、映像、そして論文そのものまで、大学が生み出す無形資産のほとんどは、出願や出版の外側にあります。

本稿の結論は次の三点です。第一に、論文も文化発明（学術発明）という「知財」であり、登録・証明して活用の対象にすべきです。第二に、大学知の保護は「出願知財」「非出願知財」「文化知財」の三層で組み立てるのが最善です。第三に、その土台となる登録・証明・保管の仕組みを、公益社団法人知財経営協会（SIR）と、その発展形である世界無形資産銀行（WIB）が担います。

知財は活用（マネタイズ）できて初めて財産になり、それまでは負債です。守ることと稼ぐことを一体で設計することが、本稿の主題です。

○大学知とは何か：特許・論文に収まらない無形資産

大学知とは、大学が生み出し、蓄積する無形資産情報のすべてです。現代は知識情報が価値を持つ「知識経済社会」であり、企業価値に占める無形資産（見えざる資産）の比率は有形資産を大きく上回ります。図1の氷山にたとえれば、海面上の見える部分が約 1 割、海面下の見えない部分が約 9 割という構図です。大学も同じで、特許や論文は氷山の一角にすぎません。

大学の無形資産には、たとえば次のものがあります。

- 研究情報：実験データ、ラボノート、写真・音声・動画などのマルチメディア記録、プログラムやモデル
- ノウハウ：実験手順、装置の使い方、試料の調製法、失敗事例の蓄積
- 教育・文化の成果：講義、教材、映像、アーカイブ、芸術・技芸の成果
- 学術成果：論文、文献、著作物
- 研究マネジメント情報：研究計画、人材情報、共同研究先との守秘情報

これらのうち、特許として出願できるものはごく一部です。残りは出願できない、あるいは出願すれば公開されて価値を失うものであり、別の保護と活用の道筋が必要です。

○論文も文化発明（学術発明）である

図2に示すように発明とは「人による新規な創作」です。この意味での発明には、工業発明と文化発明の二種類があります。工業発明は特許庁への出願によって権利化する産業財産権（特許・実用新案・意匠・商標）と、ノウハウや方法の発明です。文化発明は、主として著作権や不正競争防止法などで保護される創作です。

区分	主な内容	保護の考え方
工業発明	特許発明、実用新案発明、意匠発明、商標発明、ノウハウ・方法発明	産業財産権（出願知財）、ノウハウは非出願知財
文化発明（文芸）	小説、和歌、漫画、キャラクター、演劇、ビデオ、映画	著作権・不正競争防止法等（登録知財）
文化発明（音楽）	歌謡、歌い方、指揮法	同上
文化発明（美術）	写真、彫刻、陶芸	同上
文化発明（学術）	論文、文献	同上
文化発明（技芸）	ゲーム、武芸、花道・舞踊の流儀、施術	同上

ここで大切なのは、論文が「学術発明」として文化発明に含まれる点です。大学の最大の成果物である論文は、すでに文化知財です。企業で言えば、これは事業商品（製品、サービス）に相当します。ところが現状では、論文は掲載されて引用されれば役目を終えたかのように扱われ、「いつ・誰が・何を創作したか」を証明し、活用につなげる仕組みは十分に整っていません。

文化財にも有形文化財と無形文化財があり、いずれも文化発明に属すると解釈できます。

日本の漫画やキャラクターは数兆円以上の市場がありますが、ニセモノや著作権侵害品が出回っています。生成 AI の進化で真贋の識別も難しくなるため、文化発明を登録し、保護し、評価し、活用する仕組みの整備は急務です。大学の学術発明も例外ではありません。

大学知財の課題：ラボノートと商用化

日本の大学知財には、二つの課題があります。

第一は、旧態依然のラボノートです。研究情報は文書や図表だけでなく、写真、音声、動画といったマルチメディアになり、コンピュータで入力する時代です。紙のラボノートでは、これらを記録し管理できません。「いつ・誰が・何を発見したか」の証拠も弱くなります。早急に電子ラボノートへ移行すべきです。

第二は、大学知の商用化です。日本は、大学が基礎研究と応用（実用）開発を兼ねる仕組みですが、うまく機能していません。根本的な解決は TLO の強化よりも、ドイツモデルに学ぶことだと考えます。

役割	ドイツ	日本の現状
基礎研究	大学、マックスプランク研究所	大学が基礎・応用を兼ねる
応用開発・商品化	フラウンフォーファー研究所（各州に配置）	大学と TLO が担う
産学連携支援	民間のシュタインバイス財団	体制が弱い

ドイツでは、学術研究と商品化の機関を分けて役割を明確にし、民間財団が産学連携を支えることで、中小企業が伸び、世界ブランドを持つ企業も育っています。日本も、この役割分担の発想を取り入れる必要があります。

○ベスト戦略：守る・証明する・活かすの三層モデル

大学知のベスト戦略は、知の性質に応じて三つの層で保護し、層ごとに収益化の道を用意することです。出願だけに頼らず、出願しない知も、出願できない知も、登録して証明し、活用につなげます。

層	対象	保護と証明の手段	主な収益化
第 1 層：出願知財	公開しても権利で守れる発明	特許・実用新案・意匠・商標の出願	特許ライセンス、技術移転、スタートアップへの出資
第 2 層：非出願知財	ラボノート、実験データ、ノウハウ、共同研究の守秘情報	電子ラボノート、タイムスタンプ、電子署名による登録・証明（非公開のまま保護）	ノウハウライセンス、共同研究契約、受託研究
第 3 層：文化知財	論文・文献、教材、映像、アーカイブ、技芸の成果	著作権の整理、登録・証明、長期保存	教材・コンテンツの許諾、アーカイブの利用許諾、ブランド化

三つの層は、どれか一つを選ぶものではありません。一つの研究成果が、三層に同時に関わることがよくあります。たとえば、ある研究では、中核の発明は特許に出願し（第 1 層）、特許に書かない製造・条件のノウハウは非公開で証明して保管し（第 2 層）、成果を述べた論文は学術発明として登録します（第 3 層）。

この設計の要点は三つです。

1. 出願するか秘匿するかを、最初に意識的に選ぶこと。出願は公開を伴い、秘匿は証明がなければ守れません。オープン＆クローズではなくクローズ＆オープン戦略（この順番が重要で、最初にまずは守秘情報として知財化し、必要に応じて論文・特許として公開）。
2. すべての層で、創作の時点と非改ざん性を証明できるようにすること。証明がなければ、権利も価値も主張できません。
3. 保護の段階から、収益化の出口（誰に・何を・どの条件で提供するか）を決めておくこと。

◎マネタイズの具体策：IBM 型戦略を大学に応用する

知財戦略で知られる IBM は、特許を世界標準化するために使い、きわめて安価または無償のライセンスで特許情報を普及させます。そのうえで、事業化に欠かせない周辺の守秘情報をライセンスして収益化しています（図3参照）。大学にも、**この「公開で広げ、非公開で稼ぐ」という二段構え**が応用できます。

1. 公開で広げる：論文や特許で成果を公開し、学術的な評価と世界標準的な地位を築きます。共同研究や技術導入の入口になります。
2. 非公開で稼ぐ：実験条件、製造・評価のノウハウ、データ、試料といった周辺情報を、登録・証明したうえで、ライセンスや共同研究の対価として提供します。

3. 文化知財で広く稼ぐ：教材、講義映像、学術アーカイブ、データベースなどを許諾の対象とし、利用に応じた収益と**大学のブランド価値**につなげます。
4. 無形資産を信用に変える：登録・証明された無形資産は、評価の基盤になります。銀行にとっては担保評価に必要な信頼できる証明データとなり、新しい融資モデルの出発点にもなります。

社内では何でもない情報も、社外では重要な価値を持つことがあります。大学でも、研究者にとっては当たり前の手順や記録が、企業にとっては事業化に欠かせない情報であることは珍しくありません。「何が売れる知か」は、登録して棚卸しをして初めて見えてきます。

なお、IBM 戦略についての大学の収益モデルとしての具体的な効果は、個別の大学ごとに検証が必要です。

◎SIR による非出願知財の登録・証明の仕組み

公益社団法人知財経営協会（SIR）は、発足以来、非出願知財を通じて公正・共栄社会を実現する理念を掲げています。出願によらない保護の中核は、「その情報が、その時点に存在し、以後改ざんされていない」ことを第三者が検証できるようにする仕組みです。

具体的には、社外秘情報、電子ラボノート、文化発明などの巨大なファイルについて、ハッシュ値と存在時刻、非改ざん性を検証できる情報（タイムスタンプトークン）を、WEB ベースで送付・保管管理できる仕様を構築済です。元のファイルを預ける必要がないため、秘密を保ったまま証明できます。SIR は公益法人として、登録情報等に電子署名する認証機関の役割を担います。

出願によらない保護の公的な仕組みは、これまでにも存在しました。

比較項目	SIR&WIB	WIPO 世界知的所有権機構	INPIT 工業研修館	公証役場
サービス内容	会員サービスとして AATL 対応タイムスタンプトークン（TST）生成、SIR 電子署名、元情報ハッシュ値を含む知財登録情報を知財バンク（IPB）に自動保管、ハッシュ検証、知財コード発行等	会員情報を載せず TST を生成・保管（有料、1 件 20 スイスフラン・約 4 千円）	民間企業のタイムスタンプ認証局（TSA）が押印した TST の預かり（無料）	紙・電子文書に確定日付を押印（有料、700 円～）。 世界標準の RFC3161 ではなく法務省のシステム

国際対応	◎	◎	△	×
現状	2026～27 年開始予定	廃止	廃止	世界通用しない可能性

大学にとっての意味は明確です。電子ラボノートの記録、データ、ノウハウ、論文原稿を、出願せずに、秘密を保ったまま、国際的に通用する形で登録・証明できるようになります。

◎WIB への展開：大学知を世界の無形資産インフラへ

今後設立を予定する世界無形資産銀行（WIB：World Intangible Bank）は、世界の無形資産（文化・技術・知識）を登録・認証・証明・保護・継承・活用するための国際的インフラとして構想されています。SIR を補完・発展させる任意団体として、近い将来の発足を計画しています。SIR は認証機関として、登録情報等に電子署名する役割を担います。

背景には、文化・伝統技能の消失、技術・知識の散逸、国際的な識別基準の欠如、改ざん・不正利用の増加、長期保存の不統一といった課題があります。WIB は次の役割でこれらに応えます。

- IAC（無形資産コード：SIR の知財（IP）コードを包含）による国際識別
- 国際証明書（SIR＆WIB Certificate）による真正性の保証
- 100 年保存アーカイブの構築
- SIR（IAC）による事業・商品の認証と、AI 活用によるニセモノ発見（IPI）不正撲滅
- WIPO（国際知財制度）との整合、利用者認証・証明の標準化
- 国際標準化（ISO）の推進：IAC・証明書・アーカイブの国際標準化

大学にとっての WIB の価値は、次のようになります。

大学・研究機関の課題	**WIB が提供する価値**
研究成果の散逸	研究成果の登録・証明
旧態依然のラボノート	電子ラボノート
著作・発明の証明が不十分	学術アーカイブの長期保存
技術移転の非効率	産学連携の強化

大学が WIB に参加すると、三層モデルの全体がつながります。第 1 層の特許は出願と並行して存在証明を残し、第 2 層のノウハウとデータは非公開のまま証明して預け、第 3 層の論文・教材・アーカイブは学術発明として登録して 100 年単位で保存します。登録された無形資産は IAC で識別されるため、企業にはライセンスの相手として、銀行には担保評価の基盤として見えるようになります。

WIB は大学だけのものではありません。企業の社外秘情報の国際証明やライセンス支援、銀行の無形資産評価基盤、文化機関・自治体の地域文化遺産の保全と認知度強化にも役立ちます。大学知はその最初の、そして最も大きな供給源になりうると考えます。

○おわりに：公益と収益の両立に向けて

日本の最大課題の一つは、見えざる資産である膨大な無形資産が価値として評価されておらず、適正に保護活用（マネジメント）されていない問題です。大学知はその典型です。

大学が取り組むべきことを、順序立てて整理します。図4大学知の保護活用戦略参照。

1. 紙のラボノートから電子ラボノートへ移行し、研究記録を日々証明できる形にします。
2. 研究成果を三層（出願・非出願・文化知財）に仕分けし、論文も学術発明として登録の対象にします。
3. 非出願知財と文化知財を、SIR（と WIB）の仕組みで登録・証明し、長期保存します。
4. 登録した無形資産を、ライセンス、共同研究、コンテンツ許諾、金融評価へとつなげ、収益を研究に還流させます。

ただし、ばらまきや過度な保護は他力本願を増長し、排他独占もまた繁栄を阻害します。大学知の活用は、公益と収益のバランスの上に成り立ちます。守るべきは守り、広げるべきは広げる、**その判断を支える証明の基盤こそが、SIR＆WIB の役割です**。

＊協会（SIR）は公益目的事業である知財調査研究啓発のために市場の声を調査しています。協会ホームページのお問い合わせ（https://www.ipbrand.org/mail/contact.html）から常時ご意見等を受け付けています。

（以上）

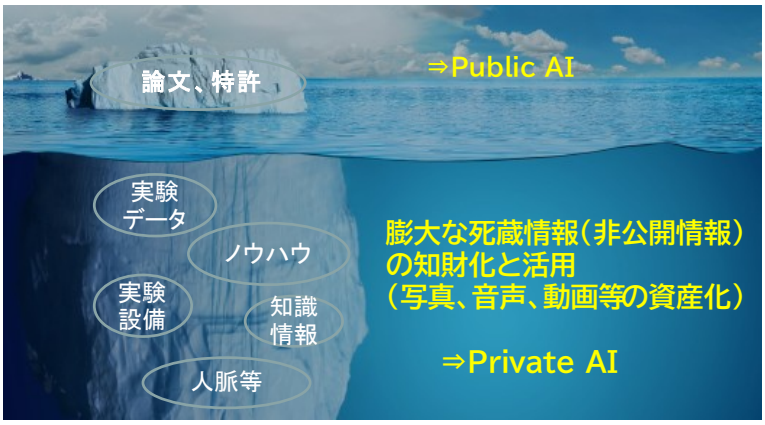
図1　大学知の考え方と活用戦略
論文・特許だけが大学知に非ず

IPI & SIR2　　© S.Tamai

大学知（大学無形資産情報）の考え方と活用戦略
～論文・特許だけが大学知に非ず、膨大な非公開情報の活かし方～

大学知の保護・活用（マネタイズ）研究の必要性

・大学知には、学術（アカデミック）価値と市場（マネタイズ）価値がある。
・市場価値は、事業商品（製品＆サービス）への使用により生まれる。
・特許・論文だけでは事業商品はできない、商品化までの遠い道のり



29

図2　文化発明（文化知財）

© S.Tamai

発明とは（新規な創作物や方法）
～工業発明と文化発明がある～

：産業財産権（出願知財）
：SIR登録（非出願知財）

発明

工業発明 ⇒ 産業発明（産業財産権で保護）
- **特許**発明
- **実用新案**発明
- **ノウハウ・方法**発明
- **意匠**発明（デザイン）
- **商標**発明（シンボルマーク）

文化発明 ⇒ 著作発明（著作権等で保護）
- **文芸**発明（小説、和歌、漫画、演劇、ビデオ、映画等）
- **音楽**発明（歌謡、歌い方、指揮法等）
- **美術**発明（写真、彫刻等）
- **学術**発明（論文等）
- **技芸**発明（ゲーム、武芸、花踊りの流儀等）

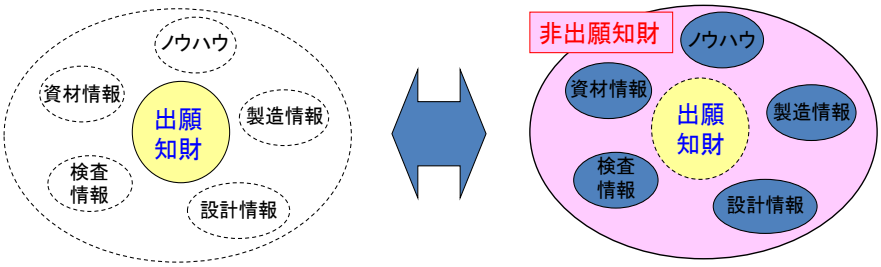
SIRはこれらの文化発明の登録保護活用も推進しています。

25

図3　非出願知財は商品力を決定（IBM の知財戦略）

© S.Tamai

非出願知財（守秘知財）は、商品力（品質・性能・コスト）を決定
～今日まで、特許等の出願知財のみが偏重されてきた～



特許などの出願知財情報だけでは
試作品レベルのものしか作れない

設計製造情報やノウハウなどの
非出願知財によって、品質・性能・
コストを満たす競争力商品になる

IBMの知財戦略
基本特許はデファクトにして普及させるため無償や低料率で公開し、
商品化に必要な周辺の非出願知財をライセンスすることで儲ける戦略

図4　大学知の保護･活用戦略図

